



養父市社協だより

市民と社協をむすぶ

第95号

5月 2012

WELFARE INFORMATION

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
平成24年5月15日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail [yabu-shakyo@fureai-net.tv](mailto:yabu-shakyo@fureai-net.tv)  
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

# かけはし

▶関宮小学校には25人の子どもたちが入学しました（＝4月23日、関宮小学校）

## 子どもたちの安全な通学を応援 善意銀行がランドセルカバーを贈呈

この事業は、市民の皆さんから寄せられた善意銀行の寄附金をもとに、安全な通学を願い、養父市内の小学校1年生にランドセルカバーを毎年贈るものです。



◆黄色いランドセルカバー

児童からは、「国語の時間が楽しい。算数も」「図工の勉強をがんばりたい」と元気いっぱいの声が聞かれました。

安全教室が行われ、児童は、校庭には熊鈴を響かせたランセルの黄色い列ができました。この日、午前中に安全教室が行われ、児童は、教わった通りに、「右・左・右」と確認しながら手を挙げて横断歩道を渡っていました。

この春、全国で小学生が巻き込まれる大きな交通事故が多発しました。

養父市善意銀行は、このような悲しい事故の防止を願い、平成20年度から黄色いランドセルカバー（平成19年度までは、黄色い帽子）を新入生に贈っています。

市内に贈る  
206人に贈る

# 地域福祉を支える会費

## 社協会費



▲小地域福祉懇談会では、社協会費の使いみちについて、スライドで詳しく説明しています（＝平成23年12月11日、森区）

▼なぜ、会費を集めるのですか？  
社会福祉協議会は、住民のみなさんを会員とした民

養父市社協では、毎年区長さんを通じて1世帯あたり1,200円の一般会費のご協力をお願いしています。  
昨年度は、住民の皆さんから944万2,000円（7,867世帯）のあたたかいご協力をいただき、ありがとうございました。  
住民主体の基盤となる“社協会費”についてお知らせします。

間の福祉団体です。その活動の目的は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ること」とされており、市町村に一つしか設置できない組織です。

一般会費のほかに本会の目的に賛同する個人からご協力いただく特別会費（どちらも一口1,000円）があります。

住民のみなさんの力を合わせて、地域の福祉をすすめるために、みんなで考え、話し合い、支え合い、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでいます。

▼何に使われているのですか？

会費は、社協を支える重要な財源で、法人の運営費として活用しています。（↓下記参照）

▼どのように集めているのですか？

一般会費は、自治会の代表である区長さんを通じ、5月から6月にかけて納入のお願いをしています。また、賛助・特別会費は年間を通じて、本部及び各支部で受け付けています。

## 小地域福祉懇談会でのご意見

小地域福祉懇談会で各地区から出された社協会費についてのご意見を一部紹介します。

- 1,200円の会費が何につかわっているのか知らない人が大半だと思う。市民に充分伝わるようPRしてほしい。
- 高齢化が進み、区の中で会費の負担が厳しいという声がでている。何に使われているのか聞こうと思ったが、懇談会で会費の使い道をしっかり説明してもらい納得できた。
- 社協会費や共同募金、善意銀行等それぞれの収入はわずかだが、その収入が大切だとわかった。
- 区によっては社協会費を賦課の中からまとめて支払っている。区としては楽だが、区民には会費を払っているという意識は根付かない。
- 区民の認識を高めようとするならば、その都度個々に集めることが必要である。

## 社協一般会費の使いみち

（平成24年度予算）

### 社協一般会費

1世帯 1,200 円

法人運営費  
事業費  
420 円(35%)

事務所費  
管理費  
216 円(18%)

広報活動費  
72 円(6%)

公用車管理費  
132 円(11%)



コンピュータ管理費  
84 円(7%)

地域福祉推進計画策定費  
108 円(9%)

法人経営管理委託費  
168 円(14%)

# 職員人事のお知らせ

(平成24年4月1日付)

※正規・嘱託・臨時職員

事務局長  
事務局次長

西谷 洋子  
石田 文孝

## ■総務課

課長(兼) 石田 文孝  
係長 三宅 良弘  
主任 小野山輝美  
事務職員 習田 幹

## ■地域福祉課

課長 森本美弥子  
係長 加来 順達  
主事 佐藤 泰昭  
事務職員 高品 妃代  
ふれあい訪問員 走出 潤子  
西村やよい  
足立 彰子  
移送サービス運転員 2人  
放課後クラブスタッフ 9人  
福祉サービス利用援助事業  
生活支援員 米田 錦延  
長島 忠士

## 【養父支部】

係長 吉田 明博  
主任 吉谷 進一  
子どもの冒険ひろば  
プレーリーダー 宮垣 絵美  
ふれあいきいきサロンそよ風  
介護員 3人  
放課後子ども教室  
指導員 2人  
1グループ

福祉サービス利用援助事業  
生活支援員 北本 博子

## 【大屋支部】

係長 小畠 美鈴  
主任 小泉 一輝  
移送サービス運転員 2人  
地域ふれあいの家いきいきサロン  
スタッフ 4人

福祉サービス利用援助事業  
生活支援員 衣川 恵子  
北尾 千阪

## 【関宮支部】

係長 和田 庄治  
事務職員 尾崎いづみ  
安心地区推進事業  
推進員 村上 京子  
移送サービス運転員 2人  
福祉サービス利用援助事業  
生活支援員 橋本 雄一  
中野 博子

## ■介護福祉課

課長(兼)  
介護保険事業所管理者  
事務職員 久山 智史  
**【居宅介護支援事業所】**  
係長 藤原 真弓  
介護支援専門員 森本みゆき  
柄本志津代  
矢野とも子  
田村 恵子  
栗崎 照美  
小谷 珠美  
向 照子  
羽渕 弘美

## 【訪問介護事業所】

係長 山下 初美

## ●八鹿エリア

サービス提供責任者  
訪問介護員 小泉 瞳美  
田原 典子  
佐々木千代里  
佐藤みさお  
中尾 花世  
藤岡さゆり  
吉井 洋子  
宇和野麻由香  
村上 晴美  
登録ヘルパー 10人

## ●大屋エリア

サービス提供責任者  
訪問介護員 安達記代子  
谷本 好美  
羽渕 洋子  
太田垣和代  
岡本 満  
登録ヘルパー 4人

## ●関宮エリア

サービス提供責任者  
訪問介護員 西谷加代子  
雲田 千春  
間戸場葉子  
柄尾 知香  
森本 恭子  
登録ヘルパー 2人

## 【福祉用具貸与事業所】

専門相談員 水田美紀子  
平山 美子  
田中 枚男

## 【訪問入浴サービス事業所】

看護師(兼)介護員 2人  
介護員 2人

## 【デイサービスセンター「ふれあい」】

管理者(兼)生活相談員 田村 五月  
介護員(兼)生活相談員 大橋 志朗  
看護師 上垣富喜子  
藤原 友子  
矢野尾ちゑ子  
和田 和代  
介護員 宮崎 照美  
井原 路明  
山本 和則  
間戸場はるみ  
小林智津美  
松田 泉  
小田垣祐子  
梅田真由美  
釜谷 雅代  
柄尾 悅子  
上垣 京子

介護員(兼)調理員 岩花 元子  
上垣真由美

運転員(兼)介護員 正垣 道雄  
栄養指導(兼) 砂治 英美

## 【関宮通所介護事業所】

管理者(兼)生活相談員 岩佐 栄介  
介護員(兼)生活相談員 片山亜由子  
看護師 津崎 幸子  
山根 和子  
井上しづ江  
内田 博子  
竹枝 芳恵  
岩佐加奈子  
介護員 竹田 直美  
木谷 英子  
小谷 恵  
佐藤 和代  
谷垣 照子  
世登さなゑ  
片山 茂男  
福岡 恵子  
和田千恵美  
守本万千代

運転員 田中 麻子  
竹下 貞武  
川濱 宏  
西垣 友子

調理員

歯科衛生士

# 集まれ！支部社協

## 八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL : 662-8080 FAX : 662-0161

「まく桜の花が入って桜茶になつたわ。味も格別やなあ」。  
4月18日、桜の花が舞うなか、下町会館前の広場でふれあい喫茶が開催され23人が参加しました。

この日は、ボランティアが作った、いなり寿司といちご大福が好評で「昔のいなり寿司みたいに大きいな」と懐かしみながら食べたり、「もう一個いちご大福ちょうどいいな」とおかわりしたりする参加者もいました。また、近くを通りかかった人に「こつちきて一緒にお茶をのもうな」と声をかけ、会話を楽しむ様子もありました。



▲食後にカラオケを楽しむ参加者やボランティア(=4月18日、下町会館広場)

下町区では福祉連絡会とボランティアが協力して、毎月第3水曜日の午後から喫茶を開いています。

参加した内田康子さんは、「みんなで話せる場をもつてくれてうれしいわ」と喜び、ボランティアは「みなが気軽に集まれるふれあい喫茶は大切だと思います。大きな事はできませんが、長く楽しく続けていきたいですね」と参加者の笑顔をみながら、うれしそうに話していました。



## 下町区でお花見サロン 桜と絶品料理でおもてなし

## 養父支部

養父市広谷251-1 TEL : 664-1142 FAX : 664-2181

子育て中の親子が気軽に集まり交流する場「子育てサロンそよ風」を4月23日に開催しました。サロンは毎週月曜日、養父市上箇にある「ふれあい生きサロンそよ風」で開設し、ボランティアグループ「そよ風」サポートー（会員7人）と社協が運営しています。

この日は8組11人の親子が参加し、室内のおもちゃや遊具で自由に遊んだ後、ボランティアによるペープサートや手作り紙芝居などを楽しみました。参加した上野亜紀さん（小城）は「ボランティアさんが温かく迎えてくれて、とても家庭的な居場所です。毎回ここに来るのを楽しみにしています」。古川ほがらん（上箇）は「最初は恥ずかしがっていましたが、子ども今は雰囲気に慣れて元気いっぱい遊んでいます。もうすぐ一人目を出産するので、次の子もつれてきました」と話していました。そよ風サポートー代表の服部玄さんは「定例のサロン以外にも七夕やクリスマスなど季節にあわせたイベントを取り入れています。気軽に遊びに来てください」と参加を呼びかけていました。



▲和気あいあいとした雰囲気のサロンです(=4月23日、ふれあい生きサロンそよ風)

# information

## 大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL : 669-1598 FAX : 669-0093

「地域の人たちが仲良く元気な老後を過ごせるように」そんな思いでスタートした『宮垣区健康教室』。環境美化活動に取り組んでいるボランティアグループ「琴弾きの会」のメンバーが養父市介護予防サポート研修を受講し、区の福祉連絡会の協力も得て昨年4月より毎月一回開催。体操やレクリエーションで楽しむほか、講師を招き勉強会も行なっています。

4月18日は「健康教室」と



▲最後はグランドゴルフをして盛り上がりました

元気づくりのお手伝いができます」を抱負を述べていました。



### 宮垣区健康教室を開催

▲笑顔あふれる参加者 (=4月18日、宮垣広場)

お花見会と題し、宮垣広場に30人が集まりました。満開の桜の下で、ボランティア手づくりの弁当を食べ、会話にも花が咲いていました。その後は、養父市包括支援センターの谷垣知美保健師から体操や健康づくりについての話を聞きました。

参加者は「みんなと話ができるし、毎回楽しく体を動かせるので元気をもらえます」と話し、

琴弾きの会代表の藤岡勝子

さんは「これだけが楽しみなんや！そんな声を支えにやっています。自分達の健

康も兼ねて地域の皆さんのがんばってます」。

元気づくりのお手伝いができます」と抱負を述べていました。



▲お茶を飲みながら会話がはずみます (=4月19日、関宮ふれあいの郷)

## 関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL : 667-3248 FAX : 667-3351

在宅で介護をしている人たちの「たんぽぽの会」が、4月19日、ふれあいの郷で今年度初めての会をもつました。この日は7人が参加。「開講式と介護なんでも相談」と、初めてに平成24年度の事業について話し合いました。

井上みよ子さん（向三宅）の「介護をしていると外出しにくいので、買い物に出かけたいです」との意見に、5月と10月に買い物ツアーカー



て方が難しい」の声を受けて、勉強会を7月に行うなど、ふだんの思いや希望を取り入れながら、毎月の計画を立てました。

そのあとでの介護なんでも相談では、「妻が『デイサービスに行きたくない』という時があり、どうしたらいいか困ります」と会員が話すと、「家族以外の方の声かけにより、スマーズに出かけられることもありますよ」と介護支援専門員からアドバイスがありました。

西谷成夫さん（関宮）は、「今日は、介護の相談ができたら、年間の計画もできてよかったです。介護者同士でしか話せないこともありますので、毎回テイタインの時間を30分とつてもうえないとになり、うれしいです」と話していました。

# いきいき企業の地域貢献

## 「フィランソロピー」

ギリシャ語を語源とする合成語で、本来は、人類愛、博愛、慈善を意味する言葉です。

日本では、企業による社会貢献活動や寄付行為を指す言葉として使われています。

「いきいき企業のフィランソロピー」では、養父市内の企業による地域貢献活動を紹介していきます。

**月に一度の地域美化活動**

第7回

**日ノ丸産業株式会社 但馬支店**

養父市養父市場1217-1  
従業員数12人

毎月第2水曜日に朝8時から約30分間、大藪橋から口米地市営住宅付近までの約1kmを支店に所属する4人で作業をしています。始めた頃は、缶、ビン、ペットボトル、タバコの吸いがらなど、養父市場にある但馬支店は、石油製品、LPG、住宅のリフォームなどを扱う会社です。右岸道路沿いの養父市場区にある但馬支

毎月養父市場区から広報などの配りものを届けていただいています。たいへんお世話になつてある区に何かお返しをと考えていました。ちょうどその時に、本社から社会貢献活動(CSR)に取り組むよう方針が出されていましたので、支店で出来ることを考え、地域美化活動に取り組むことになりました。

活動をはじめたのは、平成21年4月からです。今年で4年目になり、毎月欠かさず取り組んでいます。

▼どのような内容ですか

▶少々の雨が降つても、作業を欠かしません。歩道だけでなく河原側にも下りてごみ拾っています(4月11日、養父市場、右岸道路周辺)



## 5年後の地域を創造してみませんか

誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる地域を目指して「第2次地域福祉推進計画」を策定します。

計画の策定にあたり、策定委員を募集します。地域福祉の推進に関心や熱意ある方は、ぜひ下記までご連絡ください。

●申込み・問い合わせ先  
養父市社協 電話：662-0160

## 介護マーク

ご利用ください

外出時のトイレ介助や男性介護者が女性用下着を購入するときなど、周りの方に、介助をしていることを知らせる「介護マーク」を養父市社協で作成しました。詳しくは、社協各支部までお問い合わせください。

●「介護マーク」 200円  
(名札入れにはいっており、首からぶらさげることができます)

### 読者の声

関宮支部の土びなは実際に見たらいいなあとと思いました。全国には色々な雛人形があり歴史もあるけど、葛畠の土人形は記事をきっかけに知ることができた。機会があれば実物を見たいです。(八鹿地域女性 44歳)

・場所	・日時	・場所	・日時	・場所	・日時	・場所	・日時
子育てサロン伊佐 伊佐ふれあい俱楽部	6月4日(月) 10:00~11:30	子育てサロン高柳 高柳ふれあい俱楽部	5月23日(水) 10:00~11:30	子育てサロン関宮 関宮ふれあいの郷	5月28日(月) 10:00~11:30	子育てサロンすくすく サロンそよ風	6月4日(火) 10:00~11:30

・場所	・日時	・場所	・日時	・場所	・日時	・場所	・日時
大屋放課後プレーパーク (旧関宮小)	6月4日 14:30~16:11	大屋放課後プレーパーク 大屋小学校	6月4日 14:30~16:11	子育てサロンすくすく 三宅団地集会室	6月12日(火) 10:00~11:30	子育てサロンすくすく サロンそよ風	6月12日(火) 10:00~11:30





# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありますか？

- ◆ 5月25日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 6月 1日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 6月 8日(金) 社協養父支部
- ◆ 6月15日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

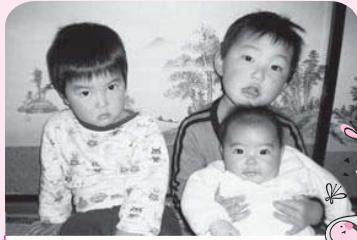
- 期 日 平成24年7月18日(木)
- 場 所 社協養父支部
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申しこみ先 養父市社協本部 電話 662-0160

## くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



戸川 歩希くん 4歳6ヶ月(上)  
聖太くん 2歳8ヶ月(左)  
愛礼ちゃん 4ヶ月(右)  
(和田・兄妹)



ひとみ  
お母さんの仁美さんに聞きました♪

### ◆名前はどのようにつけましたか？

3人共通で『清く正しく歩み、だれからも愛される人になってほしい』という思いで名づけました。

### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

歩希は歌がすごく好きで、聖太は戦隊ものが好きで、愛礼は4ヶ月なのでまだまだこれからという感じです。

### ◆ご両親から一言メッセージ

よく兄弟喧嘩をしているけれど、小学校2年生のお兄ちゃんと一緒に、4人仲良く元気に成長してね。

## 教えて弁護士さん！

### 第61回 「自動車事故と刑罰」のはなし

Q 最近、自動車による痛ましい事故が度々起きていますが、これを防止するために新たな罰則が規定されたと聞いています。ただ、なかなか適用されないと聞いており、この点について教えてください。

A まず、以前は自動車を運転して事故を起こし怪我をさせたり死亡させたりした場合、「業務上過失致死傷罪」が規定されているだけで、飲酒運転などどんなに悪質であっても最高で5年以下の懲役が科されるにどまっています。

そこで、悪質な事案に対応できるよう、平成13年に「危険運転致死傷罪」が施行され、怪我をさせた場合で懲役15年以下、死亡させた場合には1年以上20年以下の懲役を科すことができるようになりました。

この「危険運転致死傷罪」が適用されるのは、①アルコールなどで正常な運転ができない状況にあること、②制御できないほどの速度で走行すること、③運転技術がないのに運転したこと、④信号を無視し重大な危険が生じるほどの速度で走行したこと、などの場合とされているのですが、居眠り運転の場合には、この①から④のいずれにもあたらず、「危険運転致死傷罪」の適用はないとされています。

さらに、無免許運転の場合でも、運転経験があると認められるような場合には、③にはあたらないとして「危険運転致死傷罪」は適用されないとしています。

このように、「危険運転致死傷罪」が施行されても適用が認められない悪質な事案が多くあることから、これに対応できるよう「自動車運転過失致死傷罪」が平成19年に施行され、7年以下の懲役刑が科されることとなりました。

「自動車運転過失致死傷罪」は、単に自動車を運転し必要な注意を怠った場合に適用されるので、「危険運転致死傷罪」のように適用され難いということではなく、現在は自動車などによる事故の場合には、少なくとも「自動車運転過失致死傷罪」が適用されることになります。しかし、悪質な場合であって「危険運転致死傷罪」が適用されない場合7年以下の懲役刑しか科すことができないので、問題があると言われています。

このように、いくら法律を新たに制定し厳罰を科すことができるようにもしても、対応しきれない問題が残されてしまうので、やはり、そもそも痛ましい事故が起きないよう、飲酒運転や無免許運転が行われないようにするため、自動車などを運転する人はもちろん、運転しない人も含めた皆さんに意識を変えるための様々な取り組みをしていくことが大事なのだと思っています。

S I N 法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報誌は共同募金配分金が使われています。